

政策広報

関東地方整備局

第201号

関東の魂

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「第4回関東地方整備局インフラDX推進本部会議」を開催
～令和4年度の取組状況の報告、令和5年度の取組方針(案)の審議を行います～
2. 第4回 関東地方流域治水連絡会議を開催します
3. 令和5年度優良工事等表彰は生産性向上や働き方改革へ資する効果的な取組に関して追加表彰を行います
4. 「令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針」を策定しました
5. 令和5年度 関東地方整備局新規採用職員任用式について
～169名の新規採用職員が入省、4年ぶりに対面方式で執り行います～
6. 埼玉県深谷市(利根川)で水防演習を開催します
～第71回利根川水系連合・総合水防演習～
7. 「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」※を改訂しました
～地域に根差したICT施工技術の活用を推進～
8. 河川工事(河川・海岸・ダム・砂防)“ナマ”現場写真コンテスト優秀作品を選定
～工事現場の瞬間の『記録と記憶』の1枚～
9. 令和4年度現場ニーズと技術シーズのマッチング
～現場ニーズの解決を期待する技術シーズとのマッチングが成立しました～
10. 道路に関する新たな取り組みの現地実証実験社会実験等の公募開始

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 気候変動を考慮して多摩川、関川の長期計画を変更しました
～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～
2. インフラDXに関する優れた取組を行った25団体を表彰します！
～令和4年度「インフラDX大賞」授与式を開催～

3. 日本ガーデンツーリズム
～新たに埼玉県三芳町・京都府中部地域の2計画の登録を決定～
4. 河川・ダム「点検技術カタログ」を作成しました！
～デジタル技術を活用した点検を推進～
5. 「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定
～地方都市における民間都市開発事業を推進します～
6. 「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」を作成しました！
～「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の推進に向けて～
7. 私たちの暮らしを支える「社会資本整備」を身近にわかりやすく！
～当省ホームページに「日本のインフラの今」を公開～
8. 令和4年度の流域治水の取組の進展について
～令和5年度からの流域治水のさらなる加速化に向けて～
9. 流域治水オフィシャルサポーター制度の創設
～流域治水の促進に取り組む企業等を募集～
10. 「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」研修会を開催
～ガイドライン（第2稿）及びeラーニング研修資料を作成～

☆—☆

この広報に関する皆様からのご意見・ご質問・ご感想をお待ちしております。
 どしどしお寄せ下さい。あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、
 左記のアドレスまでご連絡下さい。 <mailto:ktr-mado@gxb.mlit.go.jp>

事務局 国土交通省 関東地方整備局
 広報広聴対策官室
 TEL:048-600-1324 FAX:048-600-1369

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「第4回関東地方整備局インフラDX推進本部会議」を開催

～令和4年度の取組状況の報告、令和5年度の取組方針（案）の審議を行います～

関東地方整備局企画部

関東地方整備局では、令和3年7月に「関東地方整備局インフラDX推進本部」を発足、令和3年10月には「インフラ分野のDX推進に向けたロードマップ」を策定して、インフラ分野のDX推進に向けた取組を行っているところです。各部会、各WGのロードマップに基づいた令和4年度の取組状況の報告、令和5年度の取組方針（案）の審議を行うため、下記のとおり「第4回関東地方整備局インフラDX推進本部会議」を開催します。

1. 日時

令和5年3月16日（木）15:00～16:30（予定）

2. 場所

さいたま新都心合同庁舎2号館 14階 災害対策本部室

3. 主な議事

- ・ 関東地方整備局インフラDX取組
- ・ i-Construction 幹事会取組
- ・ 関東 DX・i-Construction 人材育成センター取組
- ・ 今後の予定について

※会議は、報道機関を通じて公開いたします。

※写真及び映像等の撮影は、冒頭から関東地方整備局長挨拶まで可能です。

※取材をご希望される報道機関の方は、別紙のとおり3月15日（水）12:00 までにご連絡ください。

※当日の会議資料は、関東地方整備局ホームページ上に掲載する予定です。

【インフラ分野のDX】https://www.ktr.mlit.go.jp/dx_icon/iconst_index00000001_00001.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00145.pdf

2. 第4回 関東地方流域治水連絡会議を開催します

関東地方整備局河川部

国土交通省関東地方整備局では、管理する河川の流域で行う「流域治水」のさまざまな取組について、関東地方の支分部局間で情報の共有・密な連携を図るため、連絡会議を令和3年11月8日に設置しました。この度、各機関の取組状況を共有し、流域治水を更に推進するための課題について議論するため、以下のとおり「第4回 関東地方流域治水連絡会議」を開催しますのでお知らせします。

1. 開催日時

令和5年3月23日（木）10:00～11:30（予定）

2. 開催場所

さいたま新都心合同庁舎2号館 16階 河川会議室

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

開催場所の最寄り駅：JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」から徒歩約5分、JR 埼京線「北与野駅」から徒歩約7分

3. 議事（予定）

別紙1のとおり

4. 公開等

会議は会議資料、議事概要の公表をもって公開となります。報道機関による取材、カメラ撮り等は、冒頭の開会のあいさつ部分のみ可能です。会議資料、議事概要は、会議終了後、関東地方整備局ホームページに掲載する予定です。

「第4回 関東地方流域治水連絡会議」で検索いただきご確認ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00162.pdf

3. 令和5年度優良工事等表彰は生産性向上や働き方改革へ資する効果的な取組に関して追加表彰を行います

関東地方整備局企画部

関東地方整備局では、前年度に完成した工事等の中で、特に優れた成績を収めた工事等について、毎年7月頃に優良工事等表彰を実施しているところです。

優良工事等表彰は関東地方整備局が発注する工事等において総合評価にて加点するイセンティブが付与されます。

令和5年度優良工事等表彰（令和4年度完成工事等）について、建設業における時間外労働上限規制が令和6年度から適用されることを踏まえ、建設現場の生産性向上や働き方改革に資する効果的な取組を行った工事等について従来の表彰に加え追加表彰（局長表彰、事務所長表彰）を行うこととしましたので、お知らせします。

【工事の追加表彰】従来の優良工事局長等表彰に加え追加表彰を実施。工事成績評定点の上位から、「週休2日適用工事」を達成した工事のうち、以下の①～③に該当する工事を追加表彰。①「ICT活用工事及びBIM/CIM活用工事」のうち、建設現場の生産性向上に資する先進的、効果的な取組を行った工事 ②「働き方改革への取組」により、現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組を行った工事 ③「新技術を活用した工事」のうち、建設現場の生産性向上に資する先進的、効果的な取組を行った工事 【業務の追加表彰】従来の優良業務局長等表彰に加え追加表彰を実施。業務成績評定点の上位から、BIM/CIMを活用し受発注者協議や対外説明等に関して、効果的な取組を行った業務を追加表彰。【今後の予定】令和5年4月に事務所から本局へ優良工事等の推薦を行い、その後、関東地方整備局優良工事等選定委員会にて局長表彰を選定し、同年7月に公表予定。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00169.pdf

4. 「令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針」を策定しました

関東地方整備局企画部・総務部

令和5年2月28日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て、工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等における令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針を策定しました。

○令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針については、別紙1、2、3参照

○実施方針の主な変更点

- （工事） ・企業能力評価型の新設
- ・地域防災実績評価型、実績評価型の見直し
- ・段階選抜方式の見直し 等
- （建設コンサルタント業務等） ・若手技術者の活用を評価
- ・発注者支援業務等の評価見直し 等
- （役務の提供等） ・企画競争方式の標準的な評価点の見直し 等

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00180.pdf

5. 令和5年度関東地方整備局新規採用職員任用式について

～169名の新規採用職員が入省、4年ぶりに対面方式で執り行います～

関東地方整備局総務部

関東地方整備局では、令和5年度新規採用職員の任用式を執り行います。
令和5年度は、169名の新規採用職員を迎えます。
任用式について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度は中止、令和3年度及び令和4年度はオンライン方式による開催としておりましたが、令和5年度は平成31年度以来4年ぶりに対面方式で行います。

1. 開催日時：令和5年4月3日（月） 13：30～14：30（予定）
2. 開催場所：さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501
住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
開催場所の最寄り駅：JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」から徒歩約5分、JR 埼京線「北与野駅」から徒歩約7分
3. 次第（予定）
 - 13：30 開式
 - 辞令交付
 - 宣誓（新規採用職員代表者）
 - 局長訓示
 - 14：30 閉式
4. 公開：報道関係者に限り公開とさせていただきます。
取材を希望される報道機関の方におかれましては、別添資料のとおり3月31日（金）17：00までにご連絡ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00185.pdf

6. 埼玉県深谷市(利根川)で水防演習を開催します ～第71回利根川水系連合・総合水防演習～

関東地方整備局河川部
利根川上流河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
深谷市都市整備部道路河川課

1. 開催日時 令和5年5月27日(土) 午前9時30分～(演習開始)
2. 開催場所 埼玉県深谷市前小屋地先(利根川右岸 国道17号新上武大橋下流)
3. 演習内容 プログラム等の詳細は別紙をご覧ください。

利根川水系連合・総合水防演習は、昭和22年のカスリーン台風による未曾有の被害を教訓として昭和27年から開催しており、国土交通省及び関東地方の1都6県(埼玉県・千葉県・栃木県・群馬県・茨城県・東京都・神奈川県)並びに開催市町村の主催により、毎年、利根川水系の河川において水防及び救出・救護等に係る総合的な訓練を実施しています。

当日の演習会場では、実践的な水防訓練及び救出・救護訓練に加え、降雨体験車による体験コーナー、水防新工法の展示、さらには地元物産展なども行う予定です。

演習の様様については、インターネット上でライブ配信を行います。詳細については、後日、ホームページ等でお知らせいたします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00157.pdf

7. 「小規模工事 ICT 施工活用の手引き(案)」※を改訂しました ～地域に根差した ICT 施工技術の活用を推進～

関東地方整備局企画部

施工業者が小規模工事でも ICT 施工を活用しやすくなるように、実工事現場での活用結果を踏まえ、「小規模工事 ICT 施工活用の手引き(案)」を改訂しましたのでお知らせします。

○「小規模工事 ICT 施工活用の手引き(案)」改訂概要

- ・本編と別冊(参考資料1、参考資料2)で構成しました。
- ・本編では、小型建設機械に装着できる後付けマシンガイダンスシステムの解説及びモバイル端末を用いた3次元計測技術の活用方法を追加しました。
- ・参考資料1では、小規模工事における ICT 活用工事 FAQ 集の追加を行いました。
- ・参考資料2では、実工事現場での活用結果を踏まえ、導入効果検証の実例を追加するとともに、検証結果について見直しを行いました。
- ・本手引き(案)により、小規模工事において、ICT 施工が活用され、建設現場の生産性向上に寄与することを期待しています。

※「小規模工事 ICT 施工活用の手引き(案)」

関東地方整備局では、ICT 施工の中小建設業への普及拡大に向け、全国で初めてとなる実践的な手引きとなる「小規模工事 ICT 施工活用の手引き(案)」を令和4年3月31日に公表しました。ステージの取組みを進めてまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00193.pdf

8. 河川工事（河川・海岸・ダム・砂防）“ナマ”現場写真コンテスト

優秀作品を選定

～工事現場の瞬間の『記録と記憶』の1枚

関東地方整備局河川部

応募のあった写真は、河川・海岸・ダム・砂防工事現場の技術者の目線で『今、見せる・見て欲しい現場状況』を撮影しており、撮影した技術者の様々な思いを凝縮させて記録と記憶に残る写真となっています。

普段の生活の場から離れた工事現場で、人知れず行われている工事の様子や人目に触れることも少ない場所、日頃見ることが出来ない様々な目線で撮影した作品を工事現場に携わる方に応募頂きましたので、応募作品の中から選定した優秀な作品を紹介させていただきます。今後、応募いただいた作品は、河川工事の広報に活用し、広く皆さまへの河川工事への理解や興味を持っていただくことへの活用を予定しています。

- 応募総数 : 199作品
- 応募対象者 : 国土交通省が施行する河川工事（河川・海岸・ダム・砂防）に携わる工事関係者が撮影した写真
- 各賞 : 関東地方整備局管内の河川・海岸・ダム・砂防工事の各事務所・管理所で特に優秀な作品に賞を授与
- カレンダー作成 : 全応募作品の中より厳選し、カレンダーを作成
- 作品の展示 : 関東地方整備局内を含む様々な場所への掲示と関東地方整備局ホームページや関係事務所・管理所ホームページに掲載
なお、関東地方整備局ホームページにカレンダーを掲載済み。全作品は、4月中旬頃を予定。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00196.pdf

9. 令和4年度現場ニーズと技術シーズのマッチング

～現場ニーズの解決を期待する技術シーズとのマッチングが成立しました～

関東地方整備局企画部

国土交通省では、「i-Construction」を推進するため、様々な分野の産学官が連携して、IoT、人工知能（AI）などの革新的な技術の現場導入や3次元データの活用などを進めることで、生産性が高く魅力的な新しい建設現場の創出を目的に「現場ニーズと技術シーズのマッチング」を行っています。

この度、現場ニーズ57件を公募、個別マッチングイベントを実施し、現場実証に向けたマッチングが4技術成立しました。

マッチングが成立した技術は現場において実証、調査を行い、評価の高い技術については関東地方整備局発注工事等への新技術の導入を図っていきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00199.pdf

10. 道路に関する新たな取り組みの現地実証実験 社会実験 等の公募開始

関東地方整備局道路部

国土交通省道路局では、新たな施策の展開と円滑に事業を実施することを目的とする現地実証実験（社会実験）を、公募により平成11年度から実施しています。

また、令和3年度より民間企業が有するアイデア「シーズ」と地方公共団体等が抱える課題「ニーズ」をマッチングして実証実験に活用できるよう、民間企業等有するアイデアの公募も行っています。

このたび、令和5年度の現地実証実験（社会実験）と民間企業等有するアイデアについて、公募を開始しますので、お知らせします。

道路に関する新たな取り組みの現地実証実験の公募（関東地方整備局にて受け付け）

○募集内容：道路施策の導入に先立ち場所や期間を限定し、試行・評価する現地実証実験

○申請者：地方公共団体

※民間企業が現地実証実験を行いたい場合は、一緒に取り組む地方公共団体と協議会等を組織し、地方公共団体が申請することが可能です。

○提出先：関東地方整備局道路部道路計画第二課

なお、実験内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

○受付期間：令和5年4月3日（月）～ 5月12日（金）

○公募要領等：詳細は、別添：公募要領（実証実験）を参照してください。

公募要領や【様式】公募申請書は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html

民間企業等有するアイデア公募（関東地方整備局にて受け付け）

○募集内容：地域の課題解決に資する道路での新たな取り組みのアイデア

○応募者：の団体

○提出先：関東地方整備局道路部道路計画第二課

なお、提案内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

○受付期間：令和5年4月3日（月）～ 5月12日（金）

○公募要領等：詳細は、別添：公募要領（アイデア公募）を参照してください。

公募要領や【様式】提案書は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/idea-offer.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00217.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 気候変動を考慮して多摩川、関川の長期計画を変更しました ～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、多摩川水系および関川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

気候変動の影響を考慮した一級水系の河川整備基本方針の変更は、令和3・4年度に変更した新宮川、五ヶ瀬川、球磨川、十勝川、阿武隈川の5水系に続き、今回の変更で7水系になります。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。

多摩川水系 石原地点 既定計画 8,700m³/s → 今回変更 10,100m³/s

関川水系 高田地点 既定計画 3,700m³/s → 今回変更 4,000m³/s

支川保倉川 松本地点 既定計画 1,900m³/s → 今回変更 2,100m³/s

※この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。

- 多摩川においては、

- ・治水・環境・利用が調和した川づくり
- ・高規格堤防による超過洪水対策
- ・下水道施設の浸水対策、流域による雨水貯留の取組等の内水対策

関川においては、

- ・保倉川放水路の追加対策（拡幅等）
- ・水田貯留の普及・拡大
- ・水害リスクを踏まえた土地利用・立地の誘導

など、流域治水の取組を推進する方向性を提示しています。

<関係資料の掲載先について（国土交通省ウェブページ）>

- ・「多摩川及び関川水系河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/index.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001593725.pdf>

2. インフラ DX に関する優れた取組を行った 25 団体を表彰します！ ～令和 4 年度「インフラ DX 大賞」授与式を開催～

インフラ DX に係る優れた取組を行った「インフラ DX 大賞」の受賞者に対し、国土交通大臣が表彰状を授与する授与式を 3 月 17 日（金）に開催します。

1. 「インフラ DX 大賞」とは

- ・国土交通省は、建設現場の生産性向上に関するベストプラクティスの横展開に向けて、平成 29 年度より「i-Construction 大賞」を実施してきました。
- ・また、令和 4 年度からは、「インフラ DX 大賞」へと改称し、インフラの利用・サービスの向上といった建設業界以外の取組へも募集対象を拡大しています。
- ・加えて、インフラ分野におけるスタートアップの取組を支援し、活動の促進、建設業界の活性化へつなげることを目的に、新たに「スタートアップ奨励賞」を設置しております。

2. 表彰状授与式

日時：令和 5 年 3 月 17 日（金）15:00～

場所：東京都千代田区霞が関 2-1-3

中央合同庁舎 3 号館 10 階共用会議室

3. 受賞者

25 団体（国土交通大臣賞 4 団体、優秀賞 19 団体、スタートアップ奨励賞 2 団体）

※詳細は別紙のとおり

4. 取材

授与式の公開は報道関係者のみに限らせていただきます。取材を希望される場合は、3 月 16 日（木）15 時までに以下のとおりメールにてご連絡下さい。

件名：【取材希望】令和 4 年度「インフラ DX 大賞」授与式

本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）

送付先：koizumi-a86fb(at)mlit.go.jp, manabe-k8310(at)mlit.go.jp, phosoi-n84m2(at)mlit.go.jp
（(at)を@に置き換えた上で、必ず全員に送付してください）

※ベストプラクティスの横展開を推進するため、後日国土交通省 HP に受賞者の取組の詳細を掲載する予定です。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001593996.pdf>

3. 日本ガーデンツーリズム

～新たに埼玉県三芳町・京都府中部地域の 2 計画の登録を決定～

国土交通省では、庭園や公園が連携し、地域の魅力向上を図る庭園間交流連携促進計画登録制度（ガーデンツーリズム）を推進しています。今回新たに下記 2 計画の登録を決定いたしました。

[周遊部門]

○森の京都ガーデンツーリズム（京都府亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）

[探訪部門]

○みよし野ガーデン里山探訪（埼玉県三芳町）

登録証交付式は 6 月 10 日（土）に全国都市緑化仙台フェアのシンポジウム内で開催いたします。

今回の登録により、登録計画数は 15 計画となります。（別紙 1、2 参照）

【今回新たに登録されるガーデンツーリズム計画】

森の京都ガーデンツーリズム～森と里山の庭めぐり～森の京都ガーデンツーリズム協議会
古都京都の北西に広がる深い森と、人々の暮らしと文化を育んだ里山。日本の原風景に出会い、その恵みを味わう、まだ知らない「もうひとつの京都」を巡るツーリズム。

みよし野ガーデン里山探訪～里山・農・花を巡る旅～みよし野ガーデンツーリズム協議会
日本農業遺産に認定された平地林、屋敷、畑が連なる江戸時代より続く風景の中で、雑木林の中を駆け回り、芋を掘り、環境を学ぶ。里山・農・花を巡る小さな旅。

【登録証交付式】

1. 日時 令和5年6月10日（土）14：00～16：30
2. 場所 トークネットホール仙台（宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1号）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001594633.pdf>

4. 河川・ダム「点検技術カタログ」を作成しました！ ～デジタル技術を活用した点検を推進～

河川・ダムの点検、監視、計測や巡視（以下「点検等」）について、現場への積極的なデジタル技術の導入を支援するため、「点検技術カタログ」を新たに作成しました。これにより、点検等の効率化・高度化を図り、より一層の適切な維持管理を目指します。

- 点検技術カタログは、点検等に活用可能な技術を、公表されている技術情報を基に抽出し、カタログ形式でとりまとめたものです。
- 河川・ダムの点検等においてカタログ掲載技術を参考に、新たな技術を採用することで点検等の効率化・高度化を進めるとともに、新技術の普及に努めます。
- 今後も、掲載技術の拡充を図り、新技術の積極的な活用と、これによる点検等の効率化・高度化を進め、河川・ダムの維持管理を着実に推進します。

■掲載技術数

分野	掲載数
河川	29技術
ダム	25技術

【別紙資料】河川・ダムの点検技術カタログ（概要）

（ご参考）国土交通省ホームページ

◆河川点検技術カタログ

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/tenkengijutsu/kasentenken.html

◆ダム点検技術カタログ

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/tenkengijutsu/damtenken.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/common/001594746.pdf>

5. 「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定 ～地方都市における民間都市開発事業を推進します～

地方都市の再生を一層推進するため、民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市開発事業の規模要件等を緩和する「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

都市再生特別措置法では、都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であって、地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、事業区域の面積が政令で定める規模以上のものを施行しようとする民間事業者は、その計画(＝民間都市再生事業計画)について国土交通大臣の認定を申請することができることとされています。

また、同法では、都市再生緊急整備地域において事業区域の面積が政令で定める規模以上の都市開発事業を施行する民間事業者は、都市再生緊急整備協議会の組織を要請することができることとされています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、特に地方都市においては、依然として厳しい経済情勢にあることから、これらの規模要件を緩和することで、地域経済の活性化や地域のにぎわい創出に資する優良な民間都市開発事業を強力に推進する必要があります。

2. 改正の概要

特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において、民間事業者が民間都市再生事業計画の認定申請や都市再生緊急整備協議会の組織要請を行うことができる都市開発事業の規模要件を「原則1ヘクタール」から「0.5ヘクタール」に緩和します。

3. 今後のスケジュール

公布：令和5年3月30日

施行：令和5年4月1日

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001595215.pdf>

6. 「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」を作成しました！ ～「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の推進に向けて～

国土交通省では、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向け、地方公共団体における包括的民間委託の導入促進を目的に、有識者のアドバイスを踏まえ、

「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」を作成しました。

包括的民間委託は「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を進めて行く上で重要な取組になることから、今後、説明会やセミナー等の場を通じ、地方公共団体における導入促進に努めて参ります。

包括的民間委託とは <参考1>

「包括的民間委託」とは、公共施設の管理・運営を受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することです。

1. 「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」について <別添1>

【作成した背景・目的】

●インフラ老朽化が進展する中、限られた人員・予算の中で膨大なインフラを適切に維持管理するために、適切な点検・診断を実施した上で、必要な補修・修繕等を行い予防保全へ転換することが求められています。

- 一方、多くのインフラを保有する地方公共団体、特に体制面・財政面で課題を抱える小規模な市区町村は、これらの対応に課題を抱えている状況です。〈参考2〉
- そういった状況を踏まえ、令和4年12月に社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会より、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の推進を軸とした提言が公表されたところであり、この中でも包括的民間委託等の活用が示されています。〈参考3〉
- この度、社会資本メンテナンス戦略小委員会のもとに設置された民間活力活用WGの委員等のアドバイスや、国交省が実施しているモデル自治体による包括的民間委託の現場試行の状況等を踏まえ、「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」(以降、手引き)を作成しました。
- 地域インフラ群再生戦略マネジメントや包括的民間委託に興味・関心のある地方公共団体や民間企業等の方には是非ご一読いただければと思います。

※手引きについては、包括的民間委託の事例や知見の蓄積に伴い、今後、随時更新していく予定です。

【手引きの要点】

- ・インフラの維持管理業務を担う地方公共団体職員を対象に、包括的民間委託を導入するにあたり工夫・留意すべき事項をわかりやすい表現で記載しています。
- ・進め方の参考になる自治体の検討事例や、参照先・相談窓口を掲載しています。
- ・包括的民間委託導入のプロセスを、「導入可能性調査段階」「業務発注段階」「業務実施段階」の3つのステップに整理。各ステップにおいて着眼点、注意点など図や事例を交えて記載しています。

2. 解説動画の配信・説明会の開催

【解説動画の配信】

- ・地域インフラ群再生戦略マネジメントや包括的民間委託の手引きについて、解説している動画を配信いたします。
 - 公開開始日時：令和5年3月22日（水）14:00（予定）
 - 方法：Web 動画配信
 - URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_02.html
 - 内容：「地域インフラ群再生戦略マネジメント」について
「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」について

【地域ブロック毎の説明会の開催】

- ・地方公共団体等における地域インフラ群再生戦略マネジメントや包括的民間委託の導入を促進していくため、各地域ブロック単位（北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）での説明会を開催予定です。
- ・日程が決まり次第別途お知らせいたします。

3. 『自治体メンテ相談窓口』の設置 〈別添2〉

- ・平成25年度より、各地方整備局等の企画部等に地方公共団体からの老朽化対策等に係る支援相談窓口を設置しておりますが、この度、地域インフラ群再生戦略マネジメントや包括的民間委託の導入推進、新技術の導入促進など、インフラメンテナンスに関する地方公共団体向け相談窓口として、『自治体メンテ相談窓口』と改称した上で、改めて周知いたします。
- ・インフラメンテナンスに関して、ご相談がございましたら、記載の連絡先までお問い合わせください。
- ・また、道路分野に関しては、地方公共団体からの様々な要請・相談に対応するため、平成31年度より、順次、全国各地に「道路メンテナンスセンター」を設置しています。道路分野に関する個別の相談は道路メンテナンスに関する「総合相談窓口」までお願い致します。

<参考情報>

- 社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト：
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/index.html>
- ・「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/houkatsu_tebiki.pdf
- ・「インフラ維持管理における新技術導入の手引き」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/shingijutsu_tebiki.pdf
- インフラメンテナンス国民会議 HP：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/index.html>
まだ会員になっていない地方公共団体や民間企業の皆様は、是非会員申込をお願いします！
案内チラシ：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/about/pdf/info.pdf>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001595798.pdf>

7. 私たちの暮らしを支える「社会資本整備」を身近にわかりやすく！ ～当省ホームページに「日本のインフラの今」を公開～

- 私たちの暮らしを支える「社会資本整備」について、事業の流れ、関連する予算・契約の仕組み等を含めた整備の進め方、現状やその効果等をわかりやすくお伝えするため、国土交通省のホームページに「日本のインフラの今」のページを公開しました。
- 同ページにおいては、社会資本整備を進めるための公共事業の予算執行の最新状況についても、随時情報を更新し、発信していきます。
【ホームページ URL/バナー】
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/infra/>
※省 HP トップページにバナーを掲載

- 道路、治水施設、鉄道、港湾、公園等の社会資本（インフラ）は、国民の安全・安心や経済成長、持続可能な地域社会の基盤であり、社会資本整備は未来への投資です。この「社会資本整備」について、広く、国民の皆様によりわかりやすく解説・発信することを目的とし、別添を内容とした「日本のインフラの今」の HP を公開しました。
- 別添記載内容のうち、1. 及び4. の項目に記載のとおり、社会資本整備を進めるための予算である「公共事業関係費」については、限られた予算を有効に活用する観点から、必要な施策の裏付けがあり、計画や設計などを経て、適宜適切に予算計上されているものです。
直近の予算の執行状況についても、例年どおり、順調に執行されているところですが、今後も、同 HP（4. ①）において、国民の皆様により最新の状況を随時お伝えしていきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001595660.pdf>

8. 令和4年度の流域治水の取組の進展について ～令和5年度からの流域治水のさらなる加速化に向けて～

令和4年度においても流域治水プロジェクトの取組が全国で進展しています。令和5年度からの予算制度の拡充、流域治水施策集等の公表や水害リスクの見える化等により、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

- 流域治水プロジェクトの取組の進展
➢ 一級水系において、令和3年度末に指標として見える化した7つの代表的な取組に係る全国的な流域治水の取組の実施状況を整理しました。（別添1）

- 流域治水に係る予算制度の拡充
 - 令和5年度より、浸水や土砂災害の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川、砂防、下水道、まちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充します。(別添2)
- 特定都市河川の指定拡大
 - 令和4年度は、江の川水系、本川水系、六角川水系及び雲出川水系の4水系 86河川が特定都市河川に指定され、全国の12水系で指定の手続きや検討が進められています。(別添3)
 - 令和5年度は、当面5年間に進める特定都市河川の指定等のロードマップを順次公表します。
- 流域治水施策集(水害対策編)等の公表
 - 流域関係者による施策の具体化・実践のため、令和4年12月に流域治水施策集(水害対策編)を公表しました。令和4年度末には、砂防や海岸における対策等を盛り込みました。(別添4)
 - その他、遊水地の整備や利活用等の事例集も公表しています。(別添5)
- 水害リスクの見える化・浸水状況のリアルタイム把握
 - 全国の一級水系において、浸水リスクを見える化した水害リスクマップ(外水氾濫)を公表しました。(別添6)
 - ワンコイン浸水センサの実証実験において、浸水や水位の上昇を検知、リアルタイムで把握でき、有効性が確認できました。(別添7)
- 関係省庁、流域関係者との連携強化
 - 令和5年1月に「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催し、関係省庁間の連携強化を進めています。
(URL: <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html>)
 - 令和4年度の出水期において、全国のべ162ダムで事前放流を実施し、洪水に備えました。
(URL: https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000196.html)
 - 民間企業による流域治水の取組を促進するため、令和4年度末に「流域治水オフィシャルサポーター制度」を創設しました。
(URL: <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>)
 - 流域における砂防事業と治山事業が一体となった流木対策計画策定を美瑛川で先行的に実施しました。(別添8)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001596456.pdf>

9. 流域治水オフィシャルサポーター制度の創設 ～流域治水の促進に取り組む企業等を募集～

激甚化・頻発化する水害から国民の生命と暮らしを守るための新たな水災害対策として、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」においては、企業、団体等(以下「企業等」という。)を含むあらゆる関係者との連携が重要です。

そこで、流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、「流域治水」オフィシャルサポーター制度を創設します。

流域治水の推進に取り組む企業等をオフィシャルサポーターとして認定し、その取組を国土交通省 ウェブサイト等で紹介するほか、企業等の活動においてオフィシャルサポーターである旨を明記することが可能となります。

1. 実施内容

サポーターは、以下のいずれかの取組を通じて流域治水を推進することを条件とします。

- ・企業等のウェブサイト、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- ・流域治水に関する広報資料の配付・掲示、アナウンス
- ・各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- ・貯留施設の設置など自らが流域治水に資する取組を実施
- ・流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
- ・自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- ・その他、流域治水に資する取組

2. 申請方法

本制度への参加を希望する企業等は、実施規約(別紙1)を確認の上、申請書(別記様1)に必要事項を記載しメールにて提出ください。

提出先:hqt-ryuiki_chisui_supporter■gxb.mlit.go.jp(■を@に置き換えてください。)

3. 募集期間

令和5年4月3日(月)～令和5年5月11日(木)

4. 認定方法

下記要件に該当すると認められた申請企業等をサポーターとして認定します。

- ・取組が流域治水の趣旨に沿っていること
- ・取組内容が具体的であり、実現性が認められること
- ・取組内容が特定の製品またはサービスの宣伝目的でないこと

5. 流域治水オフィシャルサポーター制度 特設ページ

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html> (国土交通省 HP)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001596452.pdf>

10. 「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」研修会を開催 ～ガイドライン(第2稿)及びeラーニング研修資料を作成～

- 新たに災害復旧事業に携わる市町村職員等を対象に研修会を開催
- 災害対応マネジメントに従事する市町村職員等を対象として策定したガイドラインを全国自治体職員のニーズを踏まえ、見やすさ、使いやすさの観点から改訂
- 時間・場所に制約なくガイドラインの内容を学べるeラーニング研修資料を作成

■市町村等の災害復旧事業担当者を対象としたWeb研修会

○4月19日(水)及び20日(木)に、全国の市町村等の災害復旧事業担当者を対象にWeb研修会を開催致します。

○市町村から相談を受ける都道府県においても、市町村への支援の更なる充実に本ガイドラインが活用されることを期待していますので、積極的な参加をお願いします。

○引き続き、市町村からのご意見を伺いながら、ガイドラインの改善に努めて参ります。

- ・日時 令和5年4月19日(水) 14時00分～15時30分
- 4月20日(木) 14時00分～15時30分

※詳細は、別紙のとおり

■ガイドライン(第2稿)及びeラーニング研修資料

○大規模災害時においても迅速かつ円滑に災害復旧事業を遂行できるよう、支援制度や参考となる取組、地域の先進事例などについて、ポイントを絞って紹介しているガイドライン(令和4年5月公表)について、アンケートにより把握した全国自治体職員のニーズを踏まえ、見やすさ、使いやすさの観点から改訂し、第2稿を作成。

○また、ガイドラインの内容を各自で時間・場所に制約なく、かつ、臨場感を持って学べるよう、動画による研修資料を作成し、災害対応の円滑な実施を促進。

■ガイドライン及び検討の経緯は以下にて公表しております。

(https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/saigai_fukkyu/index.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001599386.pdf>